

おかやま子育て応援宣言企業 Q&A

Q 1 : 宣言は誰がするのですか。

A 1 : 雇用する従業員の子育てや地域における子育てを応援するために取り組む内容を、企業・事業所の代表者に宣言していただきます。

Q 2 : 本社は東京で、岡山県内には支店だけがあるのですが、応募できますか。

A 2 : 本社の了解を得て、支店の代表者に宣言していただくことも対象となります。制度面の取組は難しいかもしれませんが、支店で可能な範囲について、積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

Q 3 : 従業員は7人ですが、対象になりますか。

A 3 : 従業員の人数や業種に制限はありません。

Q 4 : 正社員よりパートタイムの従業員が多いが、対象になりますか。

A 4 : 従業員に占める正社員の割合などに制限はありません。それぞれの企業・事業所で、誰もが子育てしやすい職場づくりや地域における子育て支援などについて検討していただきたいと思います。

Q 5 : わが社には、育児休業の対象者はいないのですが。

A 5 : 育児休業に関する取組だけを募集しているわけではありません。例えば「ノー残業デー」の導入により仕事と生活の調和を図るといった、それぞれの企業・事業所の実情に応じた内容を宣言していただければと思います。

Q 6 : どのような宣言がよいのでしょうか。

A 6 : 雇用する従業員の子育てや地域における子育てを応援するため、現状を少しでも改善・前進させる具体的な取組の宣言をお願いします。貴社独自のアイデアあふれる取組を期待しています。

Q 7 : 県はどんな支援をするのですか。

A 7 : 県は、登録した企業・事業所を「おかやま子育て応援宣言企業」として県のホームページ等で広く県内外に紹介します。県が紹介することで、企業・事業所のイメージアップとなり、優秀な人材の確保にもつながるものと考えられます。

また、宣言内容の具体化に当たっては、県が委託した県中小企業団体中央会のアドバイスを受けることができます。